

第 5 章

住宅用地球温暖化対策設備設置補助金

第5章 住宅用地球温暖化対策設備設置補助金

概 況

平成19年度から住宅用太陽光発電システム設置補助を開始し、平成23年度から家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助を追加、令和元年度より新たに住宅用地球温暖化対策設備設置補助金として補助している。

住宅用地球温暖化対策設備設置補助金は、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に寄与するため、自ら居住する住宅に太陽光発電システム等を設置する者に対し、経費の一部を補助するものである。

令和3年度の補助実績については、表5-1のとおり。

表5-1 住宅用地球温暖化対策設備設置補助実績

設置設備	件数	1件あたりの補助額	金額
住宅用太陽光発電システム※	101件	18,000円/kW (上限4kW)	6,967,000円
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム (エネファーム)	56件	60,000円 (定額)	3,360,000円
定置用リチウムイオン蓄電システム (蓄電池)	260件	50,000円 (定額)	13,000,000円
家庭用エネルギー管理システム (HEMS)	158件	10,000円 (定額)	1,580,000円
電気自動車等充給電設備 (V2H)	6件	50,000円 (定額)	300,000円
合 計	—	—	25,207,000円

※〔蓄電池とHEMS〕又は〔HEMSとV2H〕のいずれかと同時設置であることが要件